

令和3年9月16日

(あて先) 千葉市議会議長

議席番号 27番 氏名 向後 保雄

質 問 主 意 書

千葉市議会会議規則第61条の2第2項の規定により、質問主意書を提出します。

【質問項目・内容】(3項目6問以内)

1 内部統制について

- (1) 市長を最高責任者とする内部統制推進体制の具体的な組織体制はどのようになっているのか
- (2) 本市ではどのようにルールを定めそれを実践しチェックしているのか。
- (3) 内部統制評価報告書とはどのようなものか。
- (4) 整備上の不備として「リスク発生後に見直したリスク対応策を実施できていない」項目の件数が増加していることについて当局の見解を伺う。
- (5) 運用上の不備の支払遅延の是正措置内容を伺う。

2 中央区の諸問題について

椿森陸橋下の歩道の自転車の走行禁止の現状を踏まえて今後の更なる対策について問う。

【質問文】(900文字程度)

1 内部統制について5点伺います。

- (1) 市長を最高責任者とする内部統制推進体制の具体的な組織体制はどのようになっているのか。
- (2) 内部統制の基本は、自治体内すべての人が、定められたルールに従って業務を遂行するプロセスであるが、本市ではどのようにルールを定めそれを実践しチェックしているのか上記の内部統制推進体制に照らしてお答えください。
- (3) そもそも内部統制評価報告書とはどのようなものなのか。
- (4) 報告書によれば、整備上の不備について、本来であれば12月の暫定評価時点よりも3月の確定評価時点のほうが、件数が減少する事が内部統制の趣旨に照らして望ましいと思うが、「リスク発生後に見直したリスク対応策を実施できていない」項目の件数が増加していることについて当局の見解を伺います。
- (5) 同じく評価報告書によれば、運用上の不備の支払遅延事案が2582件あり、そのうち重大な不備1件とのことで、遅延損害金30万円超の支払いが生じ社会的・経済的損失が証したとのことですが、重大でない不備が2581件あり、かなりの件数です。遅延日数別の支払遅延の状況を聞いたところ平均日数は29日で、支払い遅延の平均金額は3万2千円とのことですが、これらの遅延対策としてどの様な是正措置をとったのか伺

います。

2 椿森陸橋下の歩道の自転車の走行禁止について

当局に調べていただいたところ、過去3年間の歩行者と自転車の事故件数は、平成30年が39件、令和元年が19件、令和2年が18件とのことで年々減少してきているものの重大な事故が起こらないようにすべきです。道交法上自転車は「軽車両」です。一部の者を除いて歩道走行ができません。そのような中で、椿森陸橋下の歩道では当局としては音声を流して、自転車を降りてくださいと警告をしていますが、警告器具手前まで走行してしまいなかなか音声に気づかず乗ったまま通行している者が多いのが現状です。椿森陸橋下の歩道での事故の報告は、警察には通報されていませんので事故は無いという状況になっておりますが、実際には中学生と自転車の事故は発生しております。そこで重大な事故が起こる前に今後どのような対策を講じてゆくのか見解を伺います。